氏　　名		松　澤　幸　太　郎	
学位の種類		博　士（　法　学　）	
学位記番号		博　乙　第　2782　号	
学位授与年月日		平成　28 年　3 月　25 日	
学位授与の要件		学位規則第 4 条第 2 項該当	
審査研究科		人文社会科学研究科	
学位論文題目		近代国家と市民権・市民的権利 - 米国における市民権・市民的権利の発展 -	
主	査	筑波大学 教授	岡 上　雅 美
副	査	筑波大学 准教授	星 野　豊
副	査	筑波大学 教授　博士（文学）	中野目　徹
副	査	早稲田大学 教授	戸 波　江 二

論　文　の　要　旨

国家は、国民・領土・主権から成っている。そして、国家と国民とを繋ぐ役割を果たしている要因の一が国籍である。国籍は、それぞれの国の歴史性、政治状況、文化、メンタリティーその他の背景ごとに相当異なるものであり、それぞれの国の憲法や法律等に基づいて、定められている。

本論文は、近代国家の一例としてアメリカ合衆国を取り上げ、合衆国連邦における市民権および市民的権利の歴史的発展過程を概観して、アメリカ合衆国において「市民とは何か」、「市民とはどのような権利を付与されるものか」をさまざまな場面において取り上げ、国家と市民との関係を明らかにすることにより、我が国も含めた近代国家における国家と国民の関係、「市民的権利」の内容を検討することを目的としたものである。

本論文で用いられた分析の具体的な基準は、以下の 2 つである。

①　誰が国民であるか。

②　国民であることは、どのような意味か。

これを分析するために、本論文は、「市民」の文言が使用され、「市民」の概念および定義に関係するアメリカ合衆国連邦憲法のいくつかの条文の制定過程および改正経緯を丹念に提示する。議会立法資料、政府の見解、当時のコンメンタール、その後の連邦最高裁判所判決等の分析を通じて、明らかにされている。アメリカ合衆国における市民権の発展は、南北戦争を重要な転換期としており、その観点から、本論文は、南北戦争前、戦争期および再建期、再建後の 3 つの時代区分を行い、それぞれの時期に制定ないし改正された、市民権・市民的権利に関係する憲法規定を分析するという形で論述されている。

第 1 章は、以上の問題関心を説明し、研究対象および方法の提示がなされ、用語についての確認が行

われている。

第 2 章は、南北戦争前の市民権・市民的権利を検討する。当初制定されていた合衆国連邦憲法のうち、これらに関わる規定の立法者意思を確認した。その中でも、合衆国憲法は、大統領、上院議員および下院議員それぞれの就任要件（それぞれは同一ではない）として、市民であることに加え、生来的市民であることという要件があり、市民となってからの年数による制限が加えられるなど、当時、外国からの影響力を最小限にする意図があったことは明白ではあるが、他方、生来的市民のみが公職に就くとはできなかった理由として、政府構築のための人材が欲しかったこと、帰化したものの知見は合衆国にとって有用であるとの判断が働いたことがあったと指摘する。さらに、当時の市民権にとって重要な判決 Dred Scott v. Standford 判決（「黒人は市民ではない」と判示）が検討されている。

第 3 章からは、南北戦争終結後の合衆国連邦再建期の検討が行われる。第 3 章は、南北戦争後、初の憲法修正条項である修正第 13 条の原義が検討されている。

第 4 章は、アメリカ合衆国憲法史上、初めて、連邦市民権と連邦市民の特権・免除を定義した修正第 14 条、および、同時期に制定された関連法として各種の連邦法が分析されている。

第 5 章は、投票権に関わる修正第 15 条その他の関連連邦法、

第 6 章は、女性の投票権に関わる修正第 19 条、および、女性の市民権の変動等に関わる連邦議会立法、連邦最高裁判所判例を取り上げる。

第 7 章は、連邦憲法第 2 条第 1 節第 5 項に定める大統領就任資格の諸要件のうち、「出生により合衆国市民である者」の意義に関して、制定時の理解、その後のアメリカ合衆国の移民・国籍に関連する諸規定の変化、これまでの本規定に関する憲法修正の諸提案について述べられている。

第 8 章は、以上の議論を取りまとめ、これらの分析から市民・市民権に関する著者の見解が述べられている。南北戦争前には、米国からの独立と外国からの影響の排除、アメリカ合衆国の建国という当時の要請から、市民権・市民的権利に関わる規律が作られたこと、この背景から奴隷等は市民から排除され、それを認める Dred Scott 判決が契機となり、南北戦争が生じる原因となったことが指摘され、次に、再建期の連邦憲法修正条項が制定された当初は、奴隷や女性の政治参加についての問題が十分に解決されたとはいえないことの指摘があり、その後の女性参政権、大統領就任資格、その他の個別問題についても、「大統領就任資格として、『出生により合衆国市民である者』の要件は必ずしも適切でないこと、国家と個人の関係は、個人の尊厳の保障の点から不断に問い直されるべきこと、とくに兵役については近代国家の範疇の構成そのものという原点から問い直されるべきこと等の見解が示されている。

審　査　の　要　旨

1　批評

「市民／市民権／市民的権利とは何か」という問題は、法学のみならず、政治学その他の社会科学にとって、重要な意味を持つにもかかわらず、この問題にはなお明快な解答が与えられているわけではない。本論文は、このような法学の基礎に属する大きな主題を取り上げ、詳細な歴史的な資料と共に学問的考察を行った点を高く評価することができる。

本論文の取り上げた出発点たる問題は、簡潔かつ明瞭である。市民性および市民権であるが、逆にこれらの概念は、普遍的かつ一般的であるがために、実にさまざまな意味を付されて用いられており、共

通理解が非常に困難なものとなっている。本論文は、この大きなテーマに新たな知見を加えようとする、まさにチャレンジングなものであるが、アメリカ合衆国建国からの歴史を丹念に追い、そこから現代的示唆にまでつなげるという手法をとっており、単なる歴史研究を超えた法学学術論文となっている。本論文の完成までに 20 年を要しているが、論文中に取り上げられた諸資料は新たな紹介であるものも多く、膨大な資料を取り扱いながらも、資料のまとめ方が秀逸であるため、それら資料が大変分かりやすく、整理されたうえで提示されている。これらは学術的に貴重な資料となっており、この点は、著者の力量を明確に示すものである。

本論文は、全体として法学の基本問題に対するものでありながら、極めて具体的な手法で基礎理論的考察を行うものである。対象が「市民・市民権・国籍」という基礎理論に属するものであると共に、国籍付与要件といったまさに現代的なテーマにもつながりうる可能性をもったものであるだけに、今後も、多くの具体的な法的問題に影響を与えうる汎用性の高い研究である。丹念な資料分析の下に導き出された結論にも、無理がなく、しかも抽象的提言にとどまらず、具体的な結論をも導き出しており、高い水準に到達しているものと評価できる。

もっとも、上記のように高評価に値する本論文にもいくつかの不十分な点がないわけではない。①当時の政治的・社会的背景との関連性についての分析には不十分なところがあり、どのような背景から立法・判例が変遷したのかが必ずしも明確とはなっていない点、②「国籍に由来する基本的人権」とは何か、市民と国民の異同など、本論文の出発点たる問題に必ずしも明快な解答が与えられているとはいえない点が挙げられる。さらに、③本論文のテーマとしている諸問題は、近代国家としては必ずしも典型的とはいえないアメリカ合衆国の分析だけではなく、ヨーロッパの市民権問題も注目すべきであるとの意見が述べられた。

しかしながら、①については、分析対象である「市民」、「市民権」における概念は本来的に多義的であって、本論文の主眼はむしろ、全体としての概念の生成過程・議論状況の整理であり、歴史的な位置づけである。②および③については、本論文で得られた知見を用いた、さらなる応用部分に属するもので、それぞれが別途の考察を必要とする一個の研究テーマになりうるものである。本論文は、アメリカ合衆国の歴史的展開をテーマとする完結した論文であり、これらの点は、今後の課題として取り組まれるべきものであろう。以上の問題点は、本論文の評価を全体として損なうものではない。

以上のとおり、本論文は、全体として公法学および憲法学の分野で新たな資料を提示し、筆者固有の知見を付け加えるものであって、質の高い研究成果ということができる。

２　最終試験

平成２８年２月１１日、人文社会科学研究科学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもと、本論文について著者に説明を求めた後、関連事項について質疑応答を行った。引き続き、所定の学力確認を行い、審議の結果、審査委員全員一致で合格と判定された。

３　結論

よって著者は、博士（法学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。